

KEY  
WORD

## 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

日本スポーツ仲裁機構・機構長、  
東京大学教授

道垣内正人

### 1 はじめに

2003年4月7日、日本スポーツ仲裁機構（JSAA：Japan Sports Arbitration Agency）が設立された。日本のスポーツ界にはいまだに封建主義的な慣行があるとのイメージがあるかもしれないが、この機構の設立はそれが変化してきていることの兆候であり、また、変化を促進する道具立てとなるであろう。出るところに出て黒白を付けることを保証するシステムが必要とされたのは、上からの決定に対して「どうしてですか？」と説明を求めるメンタリティーがアスリート（競技者）の中でも一般化してきたことの反映であり、また、そのようなシステムの存在は、競技団体に説明義務が果たされた上での合理的な決定をすることを促すことになるからである。

スポーツにおいては競技者たちの活躍に目が向けられるが、競技団体による競技会の運営等の支えがあってのことであり、競技者は競技団体の管理下に置かれ、その決定に従うことが求められる。しかし、時として、競技者は競技団体の決定に対して不服を抱くことがある。その種の紛争の中には、競技者側に事実関係の誤認等による思い違いから競技団体に対して不満を抱いているケースも少なくなく、そういう紛争について中立的な立場の第三者が手続を尽くして事案を解明すれば、それだけですっきりする場合も少なくないと思われる。また、競技団体が実際に不公正な決定をしている可能性もあり、その不正が正される途を競技者に保証し、是正が図られることはスポーツ界にとって重要なことである。

JSAAは、競技団体の決定に不満を持つ競技者がその競技団体を相手方としてする仲裁申立事件についての規則を作成し、個々のケースごとに選任される仲裁人により構成される仲裁パネルのための事務処理を行うことを目的とする機関である。

国際的には、1984年に国際オリンピック委員会（IOC）が設置し、現在はスポーツ仲裁国際理事会（ICAS）が運営しているスポーツ仲裁裁判所（CAS：Court of Arbitration for Sport）があり、日本との関係では、シドニー・オリンピックへの水泳代表選手選考

をめぐって千葉すず選手が日本水泳連盟を相手に申し立てた事件が有名である（水泳連盟の決定は妥当とされたが、選考基準の公表が不十分であったとして1万スイス・フランの支払が命じられた）。しかし、これは東京で手続が行われたものの、用語は英語で、法的にはスイスのローザンヌを仲裁地とするものであった。この点、JSAAによる仲裁は日本で日本語によって行われるものであり、ダメスティックな争いである限り、競技者にとっても、また、相手方となる競技団体としても、使い勝手がよいものと言えよう。

以下では、JSAAのスポーツ仲裁規則について若干のポイントを解説し、今後の展望に触れることとする（道垣内正人「日本におけるスポーツ仲裁制度の設計」ジュリ1249号2頁〔2003年〕も参照）。

### 2 JSAAのスポーツ仲裁のポイント

#### (1) 対象となる事件

スポーツ界における紛争の種類は様々であるが、現時点でJSAAが扱うのは、その人的・資金的制約から、競技団体のした決定に対して競技者・監督・チーム等が争う類型の事件だけである（さらに、「競技団体」を日本オリンピック委員会・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会とその加盟・準加盟団体に限定している）。競技会への代表選手選考、ドーピング検査に基づく出場停止処分等の決定に対して、競技者が不服を申し立てるというのがその典型例である。

このような紛争は学校や政党内部での処分を争うものと同じく、裁判所法3条の定める「法律上の争訟」（法令を適用して解決すべき権利義務・法律関係に関する争い）ではないため、団体内部の自立的判断に委ねられ、裁判所に提訴しても却下されてしまう。そのため、この紛争類型は、中立的な立場にある仲裁人によって決着を付ける場を提供する必要性が特に高いものと言えよう。このように裁判になじまない紛争についての仲裁は仲裁法上の仲裁ではなく、その適用対象外のものであると解される。というのは、仲裁判断は確定判決と同一の効力を有するとされ（公催仲裁800条、新しく成立した仲裁法では45条1項），それに基づいて民事執行をしようとする当事者は債務者を被申立人として裁判所に対して執行決定を求める申立てをすることができるのであり、判決が下されるべき紛争を対象としていると解されるからである。とはいっても、仲裁に関する法律上の規定の趣旨はほぼそのままJSAAのスポーツ仲裁にも妥当すべきものであり、その適用・非適用が決定的な違いを生むわけではないであろう（もっとも、法律上の争訟でない事件の仲裁人には刑法197条等、新仲裁法50条等の罰則は適用されないと解される）。

## (2) 仲裁申立て

事件を仲裁に持ち込むには、当事者による仲裁合意が必要となる。JSAAとしては、競技者側が申立てをすれば、競技団体は自動的にそれに応ずることとなるよう、各競技団体に対してその旨の機関決定等をお願いしているところである。そのような自動化がなされるまでの間は、JSAAとしては個別の事件ごとに競技団体の諾否を問い合わせることになる。

仲裁は裁判と異なり税金で運営されるわけではない。そのため、仲裁人への報酬、手続の管理、審問場所の経費等の費用の負担が問題となる。スポーツ仲裁規則は、申立人である競技者が負担するのは、結果として負けた場合であっても、申立料金5万円だけとしている（弁護士を付ければその費用は原則負担）。これは、競技者が経済的な理由によって泣き寝入りするようなケースをなくそうという趣旨である。

## (3) 仲裁人の選任

原則として3名の仲裁人で構成される仲裁パネルがその多数決で判断する。当事者がまず各1名の仲裁人を選び、その2名が協議して3人目の仲裁人を選ぶことになる。これは、国際的な商事仲裁においても採用されている方法である。

当事者が選任する仲裁人であっても、中立・公正な判断をすべき者であって、当事者とは独立でなければならない。JSAAは現時点33名の仲裁人候補者リストを用意しており、原則としてこの中から仲裁人を選んでもらうようにしている。これは、仲裁人の選任と言わざるも誰を選んだらよいのか分からぬのが普通であるので、便宜を提供するという趣旨であり、当事者がリスト外の者を仲裁人とすることを希望し、それが特に合理性がある場合には、それも認められる。

## (4) 仲裁手続

選手生命には限りがあり、また、特定の競技会開催までに解決しなければ無意味になってしまう事件が少なくないところから、仲裁手続は迅速に進められる。審問は1回だけ開くのが原則であり、審問終結から遅くとも3週間以内に仲裁判断が下される。さらに、必要があれば、仮の措置を命ずることができ、また、1名の仲裁人による緊急仲裁手続も用意されている。

## (5) 仲裁判断

仲裁判断は、競技団体の規則その他のルール及び法の一般原則に従ってなされることとされている。当事者にとっても、第三者にとっても、納得の得られる解

決を与えることがスポーツ界の健全性を維持することに繋がるのであり、論理的にきちんとした理由を示すことは不可欠である。

JSAAの扱う事件類型は、機関のした決定を争うという点で行政事件に類似している。そのため、行政法学上の様々な考え方が準用されることが予想される。たとえば、競技団体の決定には一定の裁量権が認められるとしても、公平原則・比例原則等に違反して裁量権の越越・濫用に当たる場合には取り消されるとすべきか否か（裁量権の限界の議論）、競技団体内部での不服処理手続の結果下された決定を争う場合、事実認定が実質的な証拠に基づくものであれば、それを前提とすべきか否か（実質的証拠原則の適用の有無）等が問題となろう。

仲裁手続は審理を円滑に進めるために非公開とされるが、仲裁判断は公開される。これは、スポーツ界に先例を知らせることによってルールの透明性を高めるとともに、競技団体が敗れた場合には、その競技団体による仲裁判断の履行を促す効果を期待してのことである。というのは、既述のとおり、法律上の争訟ではない事件についての仲裁判断は裁判所による強制執行になじまず、競技団体の任意の履行によるほかないからである。

## 3 今後の展望

今後、日本社会の「法化」の流れの中では、スポーツ界も例外ではないであろう。JSAAはその流れの中で一定の範囲のスポーツ紛争の解決を担当するものとして設立された。JSAAの仲裁事件の処理はアド・ホックに選任される仲裁パネルが処理をしていくことになり、その積み重ねが徐々にスポーツ界における「法の支配」の確立に繋がることを期待したい。明確なルールを示すことなく競技者に不利益を与える決定をしているとすれば、そのことだけで根拠のない決定ということになるため、実体についてのルールを整備するという方向に向かうと考えられるからである。そして、スポーツ法というまだ未開の分野がいずれ体系化され、一つの法分野が形成されていくことが期待される。

なお、本稿執筆時点において、第1号事件として、日本ウェイトリフティング協会から処分を受けたコチからの中止に基づく仲裁手続が進行中であり、おそらく活字になる頃には仲裁判断が公表されているものと思われる。JSAAのウェブサイト (<http://www.jsaa.jp/>) を参照されたい。

（どうがうち・まさと）